

議案に対する質疑

「議案に対する質疑」とは、議会上に上程された議案について質疑を行うことであり、賛否の意思決定をするために、議案の提出者に対し、説明や考えを求めるものです。
今期定例会においては、六人の議員によって議案に対する質疑が行われました。

松本敏夫議員

議案第六十六号 羽生市行政財産の使用料に関する条例

(質問)

・本条例第三条に規定する使用料の減免規定のうち、第三号の「特別の理由があると認められるとき」とは、どのような場合を想定しているのか。

(答弁)

・「特別の理由があると認められるとき」に該当するものとしては、営利を目的としないうで、芸術・文化等の普及向上に寄与するもの、または市民の公益に寄与するもの等が挙げられる。

具体的には、庁舎ホールで菊花連合会が開催している菊の展示、盆栽愛好会開催の盆栽の展示、青年会議所開催の

フリーマーケット、日本赤十字社が行う献血事業など、使用期間の短いものを減免の対象として想定している。
それ以外のものについても、文化・芸術の向上に寄与するものか、公益性の高いものかを判断し、決定していきたい。

藤倉宗義議員

議案第六十七号 羽生駅自由通路設置及び管理条例

(質問)

・本条例第四条に規定する自由通路における禁止事項のうち、市長が特に許可した場合とは、どのような場合を想定しているのか。

また、第六条別表の広告掲示の料金を一週間単位と一月単位に分けた理由は、

・第四条第一号から第十一号までの規定は、原則禁止としているが、第九号の物品の販売等、第十号のポスター等の掲示については、公共性・公益性を妨げないもので歩行者の利用に支障を及ぼさないと認めるものに限り、許可する規定を設けたものである。
また、広告掲示については、一週間単位は掲示期間が比較的短いポスター等を、一月単位は継続的に設置される看板広告を想定して料金設定したものである。

その他の質疑

・議案第六十六号 羽生市行政財産の使用料に関する条例

蜂須直巳議員

議案第六十七号 羽生駅自由通路設置及び管理条例

(質問)

・本条例第四条で規定している十一項目の禁止事項のなかには、本来の自由通路の目的にそぐわない項目もあるように思われるが、その見解について伺いたい。

(答弁)

・自由通路設置の目的は、歩行者の往來の利便性を図ること及び快適な都市環境を実現することであり、本条例はこの目的を達成するために管理等について必要な事項を定めただものである。
一般的な公共施設の場合は、市の職員等が配置されているため、適正な管理がされているところであるが、自由通路は職員が常駐できないこと、不特定多数の方が二十四時間利用できることなどにより、利用者のモラルに頼るだけでは管理上不十分であるという見解から、禁止項目を設けたものである。

永沼正人議員

議案第六十七号 羽生駅自由通路設置及び管理条例

(質問)

・本条例第四条の禁止項目のなかで、飲酒の禁止が規定されているが、通常駅の売店では酒類を販売している。矛盾していると思われるが、禁止項目とした見解は、

(答弁)

・東武鉄道の駅舎内に設置されている売店では、現在のところ酒類は販売していないが、許可申請中であり、許可がおり次第、酒類の販売を開始することになっている。
当然、売店において酒類を販売し、これを購入することは自由であるが、自由通路内での飲酒を認めた場合、集団化して一定の区域を占有するようなことが想定されることや、他の利用者に不快感を与えること等も予想されるため、自由通路の管理上、禁止行為としたものである。

